

## ひきこもり集いの場運営事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、ひきこもりの状態にある本人に安心して集える場を提供すること等により、社会参加と自立への足がかりとすることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、NPO法人その他の非営利団体とする。

### (事業の内容)

第3条 事業は、次のいずれも行うものとする。

#### (1) 集いの場運営

##### ア 内容

情報交換、レクリエーション、創作活動等を行うことにより、家族と社会との中間となるものとする。

集いの場の利用者は概ね5人以上とし、月1回以上実施するものとする。

##### イ 対象者

ひきこもりの状態にある者（概ね18歳以上）

#### (2) 相談支援

##### ア 内容

地域の実情に応じて、次の事業を行う。

- ・講演会等による普及啓発
- ・電話や面接による個別相談援助
- ・家庭訪問による家族間調整や外出援助
- ・自助グループの活動支援

##### イ 対象者

ひきこもりの状態にある者（概ね18歳以上）及びその家族

### (行政機関との連携)

第4条 この事業は、保健所等の行政機関と連携し、ひきこもりに関する地域の課題に取り組むものでなければならない。

### (帳簿類の整備)

第5条 運営主体は、利用者の参加状況等についての記録及び事業実施に関する帳簿類を備えなければならない。

(県への報告)

第6条 運営主体は、事業内容及び事業効果等について、県に報告しなければならない。

(費用の補助)

第7条 県は、運営主体が第3条に規定する事業に関して支弁した費用について、別に定める基準により、補助するものとする。

(留意事項)

第8条 運営主体は、事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 本事業において知り得た個人に関する秘密を他人に漏らさないこと。
- (2) 事業内容は、参加者の健康状態及び安全の確保に留意すること。

附則 この要綱は、平成16年4月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。